平成 23 年 11 月
第 79 号
編集:吉田

サンショウにゅうす

(発行・発行日)2011年 11 月 7 日
秋田市山王沼田町6－29
カルディア山王1階
TEL:018-874-7441

紅葉も深まりそろそろ白い花が山から里に舞い散る季節が近くなりました。そろそろ冬支度をしなくてはいけない季節になってきましたね・・・

皆さん 11 月 11 日は何の日か知っていますか？「いい日、いい日」という親しみやすい語呂合わせで介護の日となったようです。一部の地域では、きりたんぽの日とも言うようですが・・・高齢化などにより介護が必要な方々が増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。こうした中、多くの方々に介護を身近なものとしてとらえていただくとともに、それぞれの立場で介護を考え、関わっていただくことが必要となっています。介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日だそうです。

＊来年４月からレンタル種目に移行予定＊

① 介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）を福祉用具貸与の「特殊寝台付属品」として追加

特徴：要介護者に装着し、介助者が要介護者の身体を保持しやすくすることで、転倒等のリスクを軽減する。介助者がベルトを装着し、要介助者につかまらせ移乗動作を行う事により、介護者の負担を軽減することが出来る。

対象者：下肢の筋力や身体バランスが低下した要介護者で移乗に一部介助が必要な者。

解説：ベットからの移乗に用いる用具として特殊寝台付属品対象になった。入浴用は販売、入浴用以外はレンタルになる。

② 「特殊尿器」（自動排泄処理装置）を福祉用具貸与の対象種目に追加。

特徴：排泄が行われるとレシーバーやパッドに内蔵されたセンサーが反応し、自動的に尿をタンクに吸引する。

対象者：移乗、排便が全介助の要介護者で、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき必要と判断された者。

解説：特殊尿器（自動排泄処理装置）を購入対象からレンタル対象に移行する。本体部分はレンタル、バケツ部やホース部など衛生上レンタルに好ましくないものは販売として扱う。